

岩手県労働委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第53号

岩手県労働委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

岩手県労働委員会事務局組織に関する規則（昭和39年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																		
<p>(職及び職務)</p> <p>第5条 課に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>職</th><th>職務</th></tr></thead><tbody><tr><td>総括課長</td><td>[略]</td></tr><tr><td><u>主査</u></td><td><u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の特定事務を処理する。</u></td></tr></tbody></table> <p>2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を課の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>職</th><th>職務</th></tr></thead><tbody><tr><td>特命課長</td><td>[略]</td></tr><tr><td>主任主査</td><td>[略]</td></tr><tr><td>主査行政専門員</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> <p>3 [略]</p>	職	職務	総括課長	[略]	<u>主査</u>	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の特定事務を処理する。</u>	職	職務	特命課長	[略]	主任主査	[略]	主査行政専門員	[略]	[略]		<p>(職及び職務)</p> <p>第5条 課に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>職</th><th>職務</th></tr></thead><tbody><tr><td>総括課長</td><td>[略]</td></tr></tbody></table> <p>2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を課の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>職</th><th>職務</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>企画指導監</u></td><td><u>上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、課の高度な知見を必要とする特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。</u></td></tr><tr><td>特命課長</td><td>[略]</td></tr><tr><td><u>専門幹</u></td><td><u>上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、課の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。</u></td></tr><tr><td>主任主査及び主任主査行政専門員</td><td>[略]</td></tr><tr><td>主査及び主査行政専門員</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> <p>3 [略]</p>	職	職務	総括課長	[略]	職	職務	<u>企画指導監</u>	<u>上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、課の高度な知見を必要とする特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。</u>	特命課長	[略]	<u>専門幹</u>	<u>上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、課の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。</u>	主任主査及び主任主査行政専門員	[略]	主査及び主査行政専門員	[略]	[略]	
職	職務																																		
総括課長	[略]																																		
<u>主査</u>	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の特定事務を処理する。</u>																																		
職	職務																																		
特命課長	[略]																																		
主任主査	[略]																																		
主査行政専門員	[略]																																		
[略]																																			
職	職務																																		
総括課長	[略]																																		
職	職務																																		
<u>企画指導監</u>	<u>上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、課の高度な知見を必要とする特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。</u>																																		
特命課長	[略]																																		
<u>専門幹</u>	<u>上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、課の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。</u>																																		
主任主査及び主任主査行政専門員	[略]																																		
主査及び主査行政専門員	[略]																																		
[略]																																			
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																																			

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。